

令和4年度第2回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年5月19日(木)午前9時30分～午前10時45分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中23名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、伊藤 良一、井上 浩一郎、
上田 正士、小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、
神田 一夫、重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、
原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、
安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(1名)

長尾 誠大

(3)事務局

徳本局長・岸本参事・藤田主幹・多田主幹・竹中主任主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和4年度第2回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席23名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

藤原 敏郎委員及び、山根 伊都子委員にお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、大内御堀四丁目、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は87アールとなります。

議案第2号、秋穂東、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は119アールとなります。

議案第3号、秋穂西、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営むものです。

取得後の経営規模は、31アールとなります。

議案第4号、佐山、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、73アールとなります。

議案第5号、阿知須、有償移転です。

申請人は、宇部市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は 221 アールとなります。

議案第6号、徳地船路、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、147 アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案6ページをお開きください。合わせて、参考位置図10ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第7号、大内千坊二丁目、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認めます。只今審議しました農地法第4条に係る議案はすべて「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案7ページをお開きください。合わせて、参考位置図11ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第8号、大内御堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第9号、大内長野、用途地域内の第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第10号、大内長野、用途地域内の第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第11号、大内長野、用途地域内の第3種農地に、植樹するものです。

議案第12号、大内矢田南六丁目、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、建売住宅を整備するものです。

議案第13号、大内千坊二丁目、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第14号、宮野下、用途地域内の第3種農地に、分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。なお、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします

議案第15号、天花二丁目、用途地域内の第3種農地で、分譲地として整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第16号、中尾、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第17号につきましては、議案第35号が同時に提出されていますので、併せて説明させていただきます。

議案第17号、議案第35号、吉敷赤田四丁目、用途地域内の第3種農地です。

申請人は、美祢市内に本店を有し、自動車販売業を営む法人です。

申請地は平成5年9月28日付で、飲食店兼駐車場を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、経済的に事業の遂行が困難となり、事業を継承して目的を自動車販売店兼駐車場へ変更するものです。

議案第18号、平井、用途地域内の第3種農地で、分譲地として整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第19号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第20号、矢原、用途地域内の第3種農地で、駐車場として整備するものです。

議案第21号、秋穂東、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後の施行といたします。

議案第22号、秋穂東、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第23号、秋穂西、集団的に存在する第1種農地に、自己用住宅を建築するもので

す。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第24号、秋穂西、集団的に存在する第1種農地に、道路を整備し、通行地役権を設定するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第25号、嘉川、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、申請地は、平成16年頃に農地法の許可を得ることなく、自己用住宅の建築がなされているものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第26号、嘉川、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に、貸店舗を建築し、法人に貸し付けるものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第27号、嘉川、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に、貸店舗を建築し、法人に貸し付けるものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第28号、深溝、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に、水路を整備するものです。

議案第29号、深溝、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地で、倉庫及び駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第30号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第31号、小郡新町四丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第32号、阿知須、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第33号、阿知須、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第34号、徳地島地、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、貸駐車場を整備するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

委員A

27号議案の面積は小さいので、開発許可の対象ではないのではないですか。

事務局

26号議案と一体利用となるので、開発許可が必要な面積となります。また、所有者が異なりますので、別々の議案となっています。

委員B

参考にお尋ねしますが、11号議案は、9号議案、10号議案と離れた場所のようですが。

委員C

所有者と一緒に購入されることを希望されたので、申請者が地域貢献も考え、植樹することとなりました。

委員D

17号議案と35号議案について、平成5年に許可が出ているが、これまでの間どのような状態だったのか。

事務局

特段何もしていません。平成21年から山口市の許可となり、現在は2年後に事業完了されなかったら確認をしています。

今回の申請は、現所有者は経済的に難しくなったので、現実的な対応として、事業の継承・事業変更申請となりました。

委員E

転用許可後、何もされない農地について、事務局に電話してもらったが、その後どうなったかの回答がない。

事務局

基本的には、事務局として転用許可後を追い、報告書を求めていく方針です。回答が無いのは申し訳ありません。農地パトロールの時など、気づいたら教えてください。

委員E

言うことを聞かない場合はどうなるのか。

事務局

事例は無いが、職権による許可取り消しができるかなど考える必要があるが、実際には元の所有者に戻すことができるのかなど問題が多いので、現実的には、職員による聞き取

りを行い、適正に指導するしかないと考えます。

議長

徳地にも同様の農地があるが、農地パトロールなどの時に確認するしかないと思います。

委員F

農地の面積と、事業変更の面積が異なるがどうか。

事務局

一体利用地があるからで、位置図を御覧ください。農地の間に雑種地がありますが、それを含めて一体として事業を行うため、全体面積としてお示ししています。

委員F

所有者が違う時はどうなるのか。

事務局

所有者が違う時は、承諾書などの添付書類を求め、事業計画を確認しています。

議長

他に意見はございませんか。

特にないようですので、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました農地法第5条に係る審議のうち、事業計画変更に係るものを除く、議案第8号から議案第16号、議案第18号から議案第34号の議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第16号、議案第21号、議案23号、議案24号、議案第34号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第35号につきましては、関連する農地法第5条議案第17号と併せて説明しましたので省略させていただきます。

以上の事業計画変更の議案につきましては、許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められ、申請書に記載された内容を協議した結果、承認の基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくをお願いします。

議長

事務局からの議案説明、および地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

(意見があれば、該当地区協議会の委員説明)

【意見なし】

議長

それでは、以上で事業計画変更の議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました事業計画変更に係る審議、及び関連する議案第17号について、一括で採決を行います。事業計画変更に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました事業計画変更等に係る議案はすべて「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案25ページをお開きください。

議案第36号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計78筆 136,554.21㎡でございます。

なお、今月はこのうち2筆 5,189 ㎡の所有権移転申請がございました。詳細については議案26ページ記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

委員B

位置図はないのですか。

事務局

基盤法の所有権移転のものは、位置図は添付していません。

議長

他に意見はございませんか。

特にないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開きください。

議案第37号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計93筆 171,050.21㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画(案)についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案28ページをお開きください。

議案第38号、令和3年度事業報告と令和4年度事業計画(案)について説明いたします。

5月の地区協議会で御説明をさせていただきましたが、本来は、委員さんが一堂に会して、前年度の事業報告、新年度の事業計画(案)を御審議いただくところですが、今年度も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、開催を断念し、本日の総会でお諮りするものでございます。

資料につきましては、5月の地区協議会で配布し、御一読していただいておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画(案)について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画(案)は認められました。

続きまして、農地利用最適化推進委員の委嘱についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案34ページをお開きください。

議案第39号、農地利用最適化推進委員の委嘱について説明いたします。

宮野地域の推進委員に欠員が生じたため、去る、4月12日から5月9日までの間再募集を行い1名の推薦がございました。

推進委員候補者評価委員により本日の総会以前に評価委員会による審査を行い、宮野上2997番地1古屋(ふるや)金人(かねと)氏を農地利用最適化推進委員に内定いたしました。

6月1日に委嘱を予定しておりますが、推進委員の委嘱にあたっては、農業委員会等に関する法第17条第1項で農業委員会が推進委員を委嘱しなければならないと規定がございますので本日総会でお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農地利用最適化推進委員の委嘱について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、農地利用最適化推進委員の委嘱は認められました。

なお、令和4年6月1日付けで委嘱を行います。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案35ページをお開きください。合わせて、参考位置図37ページを御覧ください。

議案第40号から議案第43号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、中央地区2件、川西地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第41号、議案第42号及び議案第43号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているもので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第40号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、現況証明について全て発行することといたします。

続きまして、農地利用最適化推進委員の辞任についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

本日お配りしております追加議案を御覧ください。

議案第44号、農地利用最適化推進委員の辞任について説明いたします。

このたび、徳地上村25番地 神本(かみもと)博清(ひろきよ)推進委員より、辞任届けが提出されました。

農業委員会等に関する法律第23条の規定により推進委員は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て、推進委員を辞任することができるとなっており、辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い、一般の良識にもとづいて判断することとなっております。

神本委員の辞任理由は、高齢による体力面の衰えが顕著であることから、農地利用最適化推進委員の任に堪えられなくなったためでございます。

御審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

委員G

年齢は何歳ですか。

事務局

81歳です。

議長

他に意見はありませんか。

特にないようですので、採決を行います。只今審議しました農地利用最適化推進委員の辞任について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、農地利用最適化推進委員の辞任は認められました。
なお、令和4年5月31日付けでの辞任となります。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。
次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。4月分の受付状況は記載のとおりです。
また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。
報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。
最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和4年度第2回山口市農業委員会総会議事録である。

令和4年5月19日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 藤原 敏郎

署名委員 山根 伊都子

記 録 者 多田 厚